品川区児童センター　**施設使用料一覧**



※1ゆたか・東品川・旗の台・滝王子・平塚・冨士見台の日曜日は区の事業（日曜開館）のため使用できません。

※2東大井・大井倉田・後地の日曜日は区の事業により使用できないときがあります。

【お知らせ】

中原は８月２５日から、大原は９月１日から貸出しできます。

品川区児童センター　**施設使用のしおり**

令和７年３月１日　改訂

令和７年４月１日以降適用

子ども育成課

◆部屋の使用可能な日時について

児童センターの施設〔目的外〕使用は、区の事業のない日曜日、及び平日の夜間に、施設の貸し出しを実施しています。　したがって、児童センターの事業がある場合や平日の日中の部屋の貸し出しは実施しておりません。また、日曜日に開館している児童センターにおいては、日曜日の貸し出しは不可となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 使用可能な  日時 | **日曜日**  (祝日が日曜日を含む) | 【午前】  **午前９時～１２時** | 【午後】  **午後１時～５時** |
| **祝日を除く月～土** | 【夜間】  **午後６時１５分～９時３０分** | |
| 使用できない  日時 | **年末年始**  **日曜日を除く祝日**  **平日の日中** | 【日曜日開館の児童センター】  **ゆたか、東品川、旗の台、滝王子、平塚、冨士見台**  【児童センターの事業(イベント等)があるとき】 | |

◆使用料の減額・免除

区に登録した団体の種別により、使用料が減額または免除となります。

申請の際、登録証を必ず提示してください。

登録証を忘れた場合や有効期限切れの登録証での申請は、使用料の減額・免除に該当しません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体の種別 | 使用料の減額・免除 | 使用条件 |
| 児童団体 | 免除 | １８歳未満の児童を主とした団体であり、地域児童の健全育成を目的としていること、且つ非営利な活動であること |
| 育成団体 | 五割減額 | 地域住民で構成されている団体が地域児童の健全育成のために使用すること、且つ非営利な活動であること |
| 社会教育関係団体 | 五割減額 | 文化観光戦略課に登録した団体であり、社会教育に関する活動を行なうことを目的としていること |
| 障害者福祉団体 | 免除 | 区に登録した障害者福祉団体であること |

◆使用手続き

児童センターの窓口もしくはオンラインにて、使用申請をしてください。

窓口での申請の場合、使用料の減額・免除申請の際は必ず登録証を提示してください。申請の受付は、使用日の前月１０日から７日前まで使用前日を１日前とする)と

なります。 （例：６月８日に施設を使用する場合の申請受付期限日は６月１日）

※児童団体・育成団体・障害者福祉団体においては、使用日の前月初日から

申請を受付します。

①児童センターの窓口申請の場合

有料で使用する団体等は、申請の際、窓口で料金をお支払いください。

『使用承認書兼領収書』を発行します。　使用当日、提示が必要です。

使用当日、忘れずに持参してください。

※窓口受付は月曜～土曜日の９：００～１７：３０

（日曜・祝日は受け付けておりません。）

②オンライン申請の場合

団体の利用番号（ＩＤ）、ＰＷをお持ちの方は、オンラインでの申請が可能です。

申請するとともにオンライン決済で料金をお支払いください。オンライン決済をしない場合は、申請当日に各児童センター窓口までお越しください。

ただし、利用目的等により、オンライン申請ができない場合があります。

その際は、窓口にて申請受付をお願いいたします。

◆使用の取り消し

やむを得ず使用を取り消す場合は、児童センター窓口で、取消申請手続きが

必要です。

施設管理者が出勤を予定していますので、必ず３日前までに取消申請を行って

ください。

直前のキャンセルがあった団体は今後の利用をお断りする場合がありますので

ご注意ください。

◆使用料の返還

下記の場合は返還手続きが、可能となります。

1. 使用者の都合ではなく、区の責任によって使用できなかった場合　【全額返還】
2. 使用予定日の７日前の日（この日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日)までに取消の申請があった場合　【全額返還】

※例　令和６年１０月２１日（月）の使用予約をキャンセルする場合、７日前は、１０月１４日（月）祝日となるため、翌日１３日になるが、１３日も日曜日のため１２日(土)までに取消申請があれば返還可能となる。

※令和６年５月１５日以降の使用申請分より適用

使用料の返還は、金融機関へ口座振替で振り込みます。所定の書類『使用料返還申請書兼請求書』、『支払金口座振替依頼書』にご記入のうえ、『使用承認書兼領収書』と共に、子ども育成課あるいは使用申請した児童センターに書類のご提出をお願いいたします。

※全ての書類が子ども育成課に到着した日から返還まで、１ヶ月ほど時間を要しますのでご了承ください。

◆使用上の注意事項

施設使用にあたっては、以下の点にご注意のうえ、ルールを守ってご使用ください。

1. 利用時間、および退館時間を厳守してください。

節電・省エネへのご協力をお願いします。

1. 使用した部屋の現状回復(机・椅子は元の場所に戻すこと)をお願いします。
2. 承認を受けた部屋以外の入室、および備え付けの机・椅子以外の設備・備品の使用はできませんのでご注意ください。
3. 備え付けの設備や備品の無断使用や器物を破損した場合には、団体の責任で弁償していただきます。
4. 施設は全面禁酒禁煙です。
5. 施設使用中に発生した事故や怪我は、団体の責任で対処してください。　緊急事態が発生した際は、団体の代表者を中心に、緊急災害時の初動対応をとってください。
6. 下記に挙げる目的においての使用が判明した場合には、今後の全ての児童センターの施設使用を禁じます。
   1. 講師への報酬（講師料）を伴う習い事・カルチャースクールの会場として児童センターを使用する行為
   2. 物品販売等の営利行為
   3. 宴会などの飲食行為
   4. 団体の会員以外の不特定の人を対象とした催し(ワークショップ・イベント等の開催)
   5. 政治活動や宗教活動
   6. 他の利用者や近隣に迷惑を及ぼすこと

◆お問い合わせ先

子ども育成課　児童センター管理運営係　５７４２-７８２３　／　各児童センター

日曜日の使用における緊急連絡先　３７７７-１１１１